

●香川県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年12月28日から平成20年1月18日まで一般の縦覧に供する。

平成19年12月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 北風戸積浦線（256号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香川郡直島町字地藏山3744番1地先から 香川郡直島町字地藏山3741番1地先まで	9.9～39.0	130	平成18年香川県告示第579号で変更
香川郡直島町字立石3463番1地先から 香川郡直島町字立石3444番3地先まで	5.5～18.2	150	した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成19年12月28日